

令和5年第2回広尾町議会定例会 第3号

令和5年6月7日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第73号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 3 議案第74号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第75号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第76号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 6 議案第77号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第78号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 8 発議第3号 2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 9 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について
- 10 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について
- 11 発議第5号 議員の派遣について
- 12 議会運営委員会報告
- 13 発議第6号 防災公園整備に係る調査特別委員会の設置について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美

総務課長	山崎勝彦
総務課長補佐	柏崎弥香子
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木幡幸雄
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田正昭
企画課長	山岸直宏
企画課長補佐	鎌田慎美
住民課長	楠本直晃央
住民課長補佐	村中晃央
兼住民課長補佐	三浦直子
保健福祉課長	宝泉大也
保健福祉課参事	保坂一也
兼老人福祉センター所長	宝泉大子
地域包括支援センター長	村上坂一也
兼健康管理センター長	保坂浦直子
健康管理センター次長	三浦頭力
保健福祉課子育て支援室長	浜頭力
兼子育て世代包括支援センター長	佐々木みゆき
認定こども園ひろお保育園長	舩田光恵
認定こども園ひろお保育園副園長	舩田光恵
兼豊似保育所長	舩田光義
特別養護老人ホーム所長	金石輝義
兼養護老人ホーム所長	金石輝隆之
農林課長	及川隆之
兼町営牧場長	及川谷宏
水産商工観光課長	山田直樹
水産商工観光課長補佐	寺井真樹
建設水道課長	三上昌樹
建設水道課長補佐	川崎幸一
兼下水終末処理センター長	寺岡真弘
港湾課長	安岡伸弘
港湾課長補佐	須田圭一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 議案第73号～日程第7 議案第78号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第73号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第7、議案第78号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第73号から議案第78号まで、一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第73号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,957万円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億4,583万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

31ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債につきまして、限度額を変更するものであります。

町債の合計に2,830万円を追加し、4億1,750万円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長等より補足説明をいたさせます。

次に、議案第74号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ21万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億4,948万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。内容は、人件費の補正に伴う整理であります。

続きまして、議案第75号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ448万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億268万7,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。内容は、人件費の補正に伴う整理であります。

続きまして、議案第76号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ692万8,000円を追加し、総額を2億9,583万7,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。内容につきましては、人件費の補正に伴う整理であります。

続きまして、議案第77号についてであります。

本案の第1条は、令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとなります。

収入で、第1款、第2項営業外収益から90万2,000円を減額するものとなります。

次に、支出であります。

第1款上水道事業費用の営業費用から335万2,000円を減額し、第2款簡易水道事業費用の営業費用に589万9,000円を追加するものとなります。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費関係の所要の調整、整理及び野塚水源地の機能回復委託料の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、343万6,000円を減額するものとなります。

続きまして、議案第78号についてであります。

本案の第1条は、令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第2条は、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものとなります。

第1款公共下水道事業費用の営業費用から104万9,000円を減額するものとなります。

補正の内容であります。人事異動に伴う人件費関係の所要の調整整理であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、31万4,000円を減額するものとなります。

以上で、議案第73号から議案第78号までの補正予算について提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

すみません。訂正をさせていただきます。議案第75号であります。第1条の関係であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ448万7,000円を「減額し」と申し上げましたが、「追加」の誤りでありました。さらに、議案第76号をお願いいたします。議案第76号の第1条であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ692万8,000円を「追加」と申し上げましたが、ここは「減額」の誤りであります。誠に申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、一般会計補正予算（第3号）について事項別明細書により説明をいたします。

本補正予算の歳出につきましては、全款にわたりまして4月1日付の人事異動に伴います給料、手当、共済費の組替え、また、共済等負担率の変更に伴います共済費の補正を行っております。また、これらの補正に伴います一般会計からの繰出金の整理を行ったものでございます。

これら以外の主な補正内容についてご説明申し上げます。

初めに、歳出から説明いたします。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。

中段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の12節委託料につきましては、弁護士委託料であります。町有地の不法占有に伴います土地賃料相当額等の未納付額の解決に要する実費経費分を追加するものであります。17節の備品購入費は、町の職印の損耗が激しいことから更新をするものであります。18節負担金補助及び交付金の追加であります。説明欄02総務一般管理費の18節負担金補助及び交付金の261万円が主なものでございます。内容といたしましては、南極観測船しらせの十勝港入港に伴います歓迎実行委員会に対する負担金、行政報告でも申し上げてございますが、南極観測船しらせが9月の上旬に入港を予定してございます。これに伴い、実行委員会を組織し、歓迎式典等の実施を計画するものでございます。

次のページ、6ページをお願いします。

2目庁舎管理費、10節需用費につきましては、修繕料であります。庁舎管理に関する複数箇所の小破修繕料を追加するものであります。7目企画費、7節報償費は、受入れ児童数の増に伴いますホームステイ受入謝礼金の追加、8節旅費は、地域おこし協力隊に着任した隊員の移住促進フェアに参加するための費用弁償の追加、また、先進地視察に係る旅費等の追加であります。11節役務費、広報折り込みチラシにつきましては、折り込み回数の増に伴います追加であります。18節負担金補助及び交付金は、7節同様、受入れ児童数の増に伴いますホームステイ受入協議会交付金の追加であります。

7ページ、8目ふれあい活動費、10節需用費及び18節の負担金補助及び交付金の減額であります。

説明欄のほうの01ふるさと会交流費の減額でありまして、行政報告でもありました帯広広尾会の解散を受けて減額整理を行ったものであります。13目OA化推進費の追加につきましては、北海道自治体情報システム協議会負担金の今年度分の負担額確定通知に基づきまして追加をするものであります。

次のページ、8ページをお願いいたします。

2項徴税費、2目賦課徴収費、給料、共済費の追加は、現在任用しております会計年度任用職員の任用期間を1か月延長したいとするものであります。10節の需用費、消耗品であります。特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードのナンバープレートの購入費であります。道路交通法等の改正に伴いまして区分が新設されたことにより、購入が必要になったものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料につきましては、住基ネットのサーバー改修費用の追加、17節備品購入費は、出先でのマイナンバーカード申請受付等に対応するために、モバイルプリンターを購入整備するものであります。

9ページをお願いします。

中段、5項統計調査費、1目統計調査総務費は、調査票の送付事務が国から町へと移管されたことに伴いまして、郵送費用の追加をしております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、10節需用費は、高齢者外出支援事業の新規加入者の増に伴いまして、発送用封筒の購入及び助成券の印刷費の追加であります。24節積立金につきましては、社会福祉振興資金寄附金を受け、基金へ積み立てるものであります。

次のページ、10ページをお願いします。

3目養護老人ホーム施設費、10節需用費であります。修繕料でありまして、入所者用のトイレの引き戸の修繕費用の追加であります。

次のページの4目障害者母子福祉費、12節委託料につきましては、腎臓機能障害者通院送迎サービス事業委託料の追加でありまして、5月31日からのタクシー運賃の値上げに伴います契約単価の見直しに伴い、委託料を追加補正するものであります。22節償還金利子及び割引料につきましては、前年度分の地域支援事業に係る国庫補助金の精算確定に伴い返還額が生じたものであります。同じページの10目低所得者世帯支援給付金給付事業費は、国の交付金を受け、非課税世帯等に現金を給付する事業費用の追加でありまして、給付金及び給付に係る事務経費を計上するものであり、全額を国費にて対応するものであります。

飛びまして、15ページをお願いします。

下段であります。4款の衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、14節工事請負費117万7,000円の追加であります。

次のページの説明欄をお願いします。工事費でありまして、恐れ入りますが、工事の場所につきましては、お配りしています議案資料の28ページに位置図を掲載してございますので、併せてご確認をお願いいたします。

公衆トイレ改修工事につきましては、漁村環境改善センター前の公衆トイレの屋根の塗装及び外壁の改修を行うものであります。公衆トイレ解体撤去工事は、漁業協同組合の裏側、道路側に設置

してあります公衆トイレについて、使用頻度が低く、老朽化しているために解体撤去を行うものであります。17節備品購入費は、葬斎場暖房機の故障によるものであります。経年劣化等により修繕が困難であるため、更新したいとするものであります。3目予防費の8節旅費及び13節使用料及び賃借料の追加であります。道内の保健師学生を対象とした合同就職説明会が開催される運びとなり、そこに職員を派遣するための費用を追加するものであります。

17ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、24節積立金であります。積立財源の充当金額が変更になったことに伴い、積立金額を減額補正するものであります。

次のページ、18ページをお願いします。

2項林業費、2目林業振興費、12節委託料、野ネズミ駆除剤散布委託料、また、15節の原材料費の野ネズミ駆除薬剤代であります。薬剤代の単価の高騰、また、散布に係る資機材使用料の単価改正等によりまして追加が必要になったものであります。また、同じく14節の工事請負費につきましても、工事単価の見直しにより追加補正が必要となったものであります。4目農林人材育成支援センター費、17節備品購入費は、施設備品として事務所スペースのカーテンを新規に購入、設置するものであります。

19ページ、3項水産業費、3目水産業施設費、14節工事請負費及び17節の備品購入費であります。水産加工排水処理センターで使用しております排水処理用ブロワー1基が経年劣化により動作に不安があることから購入し、交換を実施するものであります。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、7節報償費であります。117万6,000円の追加であります。説明欄の01観光費、地域おこし協力隊インターン謝金であります。地域おこし協力隊事業に対し、大学生のインターンを受け入れし、活動内容に対し謝金を支払うものであります。内容として、体験型観光に係る地域おこし事業、また、特産品開発に係る地域おこし事業が予定されております。

20ページをお願いします。

3目サンタランド費、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費であります。大丸山森林公園駐車場のトイレ改修工事を行ったところ、便槽が割れていることが判明し、便槽の新たな設置が必要になったことから工事費を追加するものであります。また、工期が延長される期間について仮設トイレを借り上げて対応したいとするものであります。18節負担金補助及び交付金は、防火管理者連絡協議会への加入により負担金の追加であります。

下のページ、21ページ、7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、14節工事請負費の追加であります。

恐れ入ります。資料のほうの29ページに位置図を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。道路舗装工事の追加であります。錦通北2丁目第3号幹線道路改良舗装工事であります。昨年度から実施している事業でありまして、未舗装区間の整備、また、路面が傷んでいる部分の改良舗装工事を実施するものであります。

次に、河川・明渠補修工事の追加であります。議案資料につきましては、30ページのほうに位置図を掲載してございます。オソウシ川護岸を補修するものでありまして、雪解けや増水等の影響により、ずり落ちたと思われる護岸ブロック等の補修工事を実施したいとするものであります。

22ページをお願いいたします。

7款5項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費であります。公営住宅に設置しております消火器について更新状況を確認したところ、耐用年数が経過したもの等があったことから更新を行うための費用の追加であります。12節委託料であります。栄町団地、新北樺団地、こぶしが丘団地で消防設備の点検を新たに実施するための委託料を追加するものであります。

23ページをお願いします。

教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、18節負担金補助及び交付金の減額であります。広尾高校生徒進学助成金でありまして、事業費が確定したことから整理を行ったものであります。下段の5項保健体育費、2目体育施設費、10節需用費30万円の追加であります。

次のページをお願いします。

説明欄、修繕料であります。町民プールのボイラーを設置しております場所の真上にあります屋根に雨漏りが見られることから、修繕費を追加するものであります。その下、12節委託料であります。シーサイドパークゴルフ場のフェアウエー部分の芝が植生していない箇所について、張り替えを実施するための費用を追加したものであります。

12款予備費につきましては、財源の調整を行ったものであります。

次に、補正予算の歳入をご説明いたします。

事項別明細書、戻っていただきまして3ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金であります。個人番号カード交付事務費補助金の追加であります。2目民生費国庫補助金、6節地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得者世帯等支援分の追加であります。歳出の低所得者世帯支援給付金給付事業費へ充当するものであります。4目土木費国庫補助金、2節港湾費補助金は、社会資本整備総合交付金事業補助金の港湾整備事業分でありまして、補助金額の内示を受け減額整理を行ったものであります。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金は、事業費の増に伴います森林環境保全整備事業補助金の追加であります。3項道委託金、1目総務費道委託金につきましても、事業費の追加によるものでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、令和4年度の決算により配当を受けた森林組合配当金を追加したものでございます。

17款1項寄附金、2目指定寄附金であります。社会福祉振興資金及び衛生施設整備資金として寄附を受けたものを追加するものでございます。

18款1項1目繰入金、1節財政調整基金繰入金は、全体予算の財源の調整を行った結果、減額整理をするものであります。

次のページをお願いします。

5節のまちづくり基金繰入金であります。子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業に対し寄附を受けまして、積み立てた基金を対象事業に充当するために繰り入れるものでございます。

20款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入は、事業費の増額に伴います水源林整備受託事業収入の追加であります。5項2目雑入、4節自動販売機設置料は、養護老人ホームの設置分の追加であります。5節の雑入、中小企業退職金共済制度加入者に対する奨励補助金で、制度に本来加入できない者が加入していたことが判明し、遡及して加入を取り消されたことから、補助金につきましても返還を求めることとなったものであります。

21款1項町債、3目辺地及び過疎対策事業債であります。過疎対策事業債の追加でありまして、錦通北2丁目第3号幹線道路整備事業債は、対象事業費の予算計上に伴います追加、公園整備事業債及び十勝港防げん材整備事業債につきましては、補助金等の減によりまして起債対象経費が増となったことから追加したものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 続けて、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 議案第73号、一般会計補正予算（第3号）、3款民生費、1項社会福祉費、10目低所得者世帯支援給付金給付事業費について補足説明をさせていただきます。

議案資料の25ページをご覧ください。

低所得者世帯支援給付金給付事業についてです。

初めに、1のこの事業の目的につきましては、エネルギー・食料品価格などの物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図るため、給付金を給付するものでございます。

2の給付対象につきましては、①の基準日におきまして世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、②の家計が急変し①の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯が給付の対象です。

次のページ、26ページをご覧ください。

3の給付対象世帯数ですが、1,000世帯を見込んでおり、内訳は記載のとおりでございます。

4の給付額につきましては、1世帯当たり3万円を給付します。

次に、5の給付方法についてです。

①の住民税非課税世帯につきましては、対象世帯からの申請を不要とし、こちら側で対象世帯を絞り込む、いわゆるプッシュ型の方法により、できるだけ簡素な手続で迅速に給付します。

②の家計急変世帯につきましては、記載のとおり、対象世帯からの申請により給付します。

次のページ、27ページをご覧ください。

最後に、6の給付スケジュールについてですが、①の住民税非課税世帯につきましては、給付案内と確認書の発送を7月中旬に行い、7月下旬から順次給付を行う予定です。

②の家計急変世帯につきましても、7月下旬から給付を開始する予定です。

なお、この給付事業は、国からの配分による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得者世帯支援枠を活用し、実施するものでございます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案6件につきましては、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第73号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第74号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第75号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第76号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第77号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第78号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを審議します。
本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第73号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第78号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第78号までの6件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案6件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案6件は討論を省略します。

これより議案第73号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第78号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの6件を一括採決します。

お諮りします。本案6件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議第3号

1、議長（堀田） 日程第8、発議第3号 2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、志村國昭議員、登壇の上、説明願います。

1、6番（志村） 発議第3号 2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政に

について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保しているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求める。

1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

3、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

4、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

5、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準を経済協力開発機構先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。

6、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

7、会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の

財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議第4号

1、議長（堀田） 日程第9、発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、北藤利通議員、登壇の上、説明願います。

1、5番（北藤） 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充の実現に向けた意見書の提出について、会議規則第14条第2項の規定により提案理由を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。教育機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなった。しかし、中学・高校については依然として「検討」に

とどまっている。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が5,158人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,482人の減少となっており、教職員増とはなっていない。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要がある。

教育現場では給食費・修学旅行費など私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じている。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見する。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするように求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求める。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うように要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第10 発委第3号

1、議長（堀田） 日程第10、発委第3号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和5年第2回定例会終了後から令和5年第3回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、産業常任委員会、（1）、キャンプ場の施設及び運営状況について。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第11 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第11、発議第5号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第5号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、北海道町村議会議長会議員研修会。

（1）、目的、議員活動研さんのため。

- (2)、派遣場所、札幌市。
- (3)、期間、令和5年7月4日から5日（2日間）。
- (4)、派遣議員、全議員。

2、北海道町村議会議長会新任議員研修会。

- (1)、目的、議員活動研さんのため。
- (2)、派遣場所、釧路市。
- (3)、期間、令和5年7月25日から26日（2日間）。
- (4)、派遣議員、松田健司議員。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎日程第12 議会運営委員会報告

1、議長（堀田） 日程第12、議会運営委員会報告を行います。

本報告書はお手元に配付しています。

ここで、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、議会運営委員会委員長（渡辺） 議会運営委員会所管事務調査報告書。

令和5年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

委員会の開催状況であります。開催日は、令和5年6月6日火曜日です。

以下4番までは、記載のとおりであります。

調査の内容であります。①、議会の運営に関する事項について。

①、追加議案について。

発議第6号 防災公園整備に係る調査特別委員会の設置について、追加議案として提出があり、7日の本会議で審議することとしました。

以上、報告いたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

◎日程第13 発議第6号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第6号 防災公園整備に係る調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は、防災公園の整備に関する町民の多様な意見を受け、さらなる慎重な審査を行うため、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は、議長を除く議員全員で構成する防災公園整備に係る調査特別委員会を設置して、閉会中の継続調査とし、調査期間は調査終了までとすることに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、防災公園整備に係る調査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時00分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました防災公園整備に係る調査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

委員長には山谷照夫議員、副委員長には前崎茂議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

- 1、議長（堀田） これにて令和5年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時01分